

○会費滞納者に関する規程

制定 平成 24 年 1 月 17 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 7 月 16 日

改正 平成 26 年 9 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部規約（以下「支部規約という」）第 3 章第 6 条のうち支部会費の滞納者に係る処置を明確にすることにより、支部の適正な運営を目指す。

(運用)

第 2 条 運用は次による。

- (1) 支部会費を 1 ヶ年以上滞納し、支部の請求があっても納入を怠った場合は、支部報、年次報告書、会員名簿等を送付しない。その旨を本人に通知する。
- (2) 支部会費を 2 ヶ年以上滞納し、支部の請求があっても納入を怠った場合は、総会の通知、年始晩餐会、会費納入督促を除く全ての通知を止める。その旨を本人に通知する。
- (3) 3 年間未納の者は、幹事会の決議をもって会員資格を失う。7 月の幹事会で決議し、その結果を本人に通知する。
- (4) 未納の判定は期末日をもって行う。支部の請求は 4 月に行い、納入期日は 6 月末日とする。ただし、納入の遅延がやむを得ない理由が明らかな場合においては、この限りではない。

(補則)

第 3 条 この規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

附 則

この規程は平成 24 年 1 月 17 日より施行する。